

埼玉県地籍調査準備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、地籍調査の促進を図るため、市町村（地籍調査の未着手又は休止中の市町村に限る。以下同じ。）が実施する地籍調査の準備に係る取組に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「地籍調査」とは、国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号に基づき市町村が実施する地籍調査をいう。

(補助事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市町村が実施する地籍調査の着手又は再開に向けた準備に係る事業とする。

2 前項の補助事業の補助対象経費、補助対象外経費、補助率及び補助上限額等は、別表のとおりとする。

3 補助金の額の算定に当たり千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書の様式)

第4条 規則第4条第1項の交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助事業の変更申請)

第6条 市町村は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（次項の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ様式第3号の変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 事業全体の補助対象経費の増減が20%以内のもの
- 二 事業内容を大幅に変更しないもの

(交付決定の変更及び通知)

第7条 知事は、前条の規定による変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第4号の交付決定変更通知書を市町村に通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第8条 市町村は、補助事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を記載した書面を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第9条 市町村は、補助事業の遂行状況について、知事の要求があったときは、速やかに書面により知事に報告しなければならない。

（実績報告書の様式等）

第10条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了後30日以内又は補助金の交付を受けようとする会計年度の末日のいずれか早い日までとする。

（額の確定通知書の様式）

第11条 規則第14条の額の確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

（補助金の請求）

第12条 市町村は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第7号の請求書を知事に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第13条 市町村は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 市町村は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでの間、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 市町村は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第8号の財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 取得財産等を知事の承認を受けて処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることとする。

（書類の整備等）

第14条 市町村は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。ただし、取得財産等については、前条第2項に規定する財産処分制限期間が経過するまでの間、保管しなければならない。

（暴力団排除に関する事項）

第15条 市町村が補助事業を実施するに当たり、第三者と委託契約その他の契約（以

下「委託契約等」という。)を締結する場合に、その相手方が次の各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき、又は県が当該委託契約等の解除を求め、市町村がこれに従わなかったと認められるときは、補助金の一部又は全部の返還を求める。

- 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(埼玉県暴力団排除条例(平成23年埼玉県条例第39号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

地籍調査準備支援事業補助金

補助対象経費	1 地籍調査の事業計画作成のための事前調査に要する経費 2 住民説明会の開催・土地所有者への周知に要する経費 3 地籍調査の研修参加・書籍購入に要する経費 4 上記のほか、地籍調査の着手・再開に資するものとして知事が認める経費
補助対象外経費	・公租公課費 ・報償費（講師等の謝金を除く。） ・旅費（講師等の費用弁償を除く。） ・食糧費 ・燃料費 ・交際費 ・経常的な維持管理等に係る経費 ・備品購入費（リースによる対応が困難かつ耐用年数5年以上の備品であって、1品当たりの取得価額が20万円以上のものを除く。） ・用地取得費 ・施設等の解体撤去費用 ・その他知事が不相当と認める経費
補助期間	2年度以内
補助率	1／2 ただし、令和7年度から令和9年度までの間は2／3とする。
補助上限額	300万円 ただし、令和7年度から令和9年度までの間は400万円とする。 なお、2年度にわたり実施する場合は、2年度を通じて補助上限額以内とする。
補助条件	原則として、補助事業実施後、地籍調査事業を速やかに実施すること。

様式第 1 号（第 4 条関係）

令和 第 号
 年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

市町村長

令和 年度地籍調査準備支援事業補助金交付申請書

令和 年度地籍調査準備支援事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 4 0 年埼玉県規則第 1 5 号）第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 事業の実施（予定）期間
 令和 年 月 日から
 令和 年 月 日まで

3 添付書類
 （1）別紙 1 事業計画書
 （2）別紙 2 事業費内訳書
 （3）その他参考資料

令和 年度地籍調査準備支援事業計画書

市町村名：

実施（予定）期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
実施（予定）地区	
予算措置状況	当初予算 ・ 補正予算（令和 年 月）
事業内容	
成果目標	

（注）

- 1 実施（予定）期間：補助事業の実施（予定）期間を記入してください。
- 2 実施（予定）地区：補助事業の実施（予定）地区の名称を記入してください。
なお、市町村全域の場合は「全域」と記入してください。
- 3 予算措置状況：当初予算又は補正予算のいずれかに○を付し、補正予算の場合は予定年月を記入してください。
- 4 事業内容：補助事業の内容（目的、内容等）を具体的に記入してください。
- 5 成果目標：補助事業の実施による成果目標（地籍調査の着手・再開の予定時期、実施予定面積等）を具体的に記入してください。

令和 年度地籍調査準備支援事業補助金
事業費内訳書(交付申請)

(単位:円)

			事業内容		金額
事業費	補助対象				
		小計			0
	補助対象外				
		小計			0
		合計			0
財源内訳	補助対象	地籍調査準備支援事業補助金			
		一般財源			
		その他			
	補助対象外	一般財源			
		その他			
		小計			0
合計				0	

記入例

補助率2/3、補助上限額400万円の場合

令和7年度地籍調査準備支援事業補助金
事業費内訳書(交付申請)

(単位:円)

		事業内容				金額	
事業費	補助対象	委託料	業務委託	地籍調査事業計画策定業務委託	5,700,000	5,700,000	
		報償費	報償金	地籍アドバイザー派遣謝金 20,000円×5人	100,000	100,000	
		旅費	費用弁償	地籍アドバイザー派遣費用弁償 2,5000円×5人×2回	25,000	25,000	
		需用費	消耗品費	地籍調査に関する書籍(必携・各種手引き)購入代	50,000	110,000	
			印刷製本費	住民周知用パンフレット作成 2,000部×30円(単価)	60,000		
		役務費	通信運搬費	住民通知用切手代 200世帯×254円(特定記録単価)×2回	101,600	101,600	
		使用料及び賃借料	会場借上料	住民説明会会場費 15,000円×5回	75,000	75,000	
	対象外	・原則、積算根拠を記載すること。					
		・費目だけでなく、必要に応じて補足すること。					
	小計						6,111,600
	補助対象外	旅費	普通旅費		130,000	130,000	
調査・連絡旅費 1,000円×5人×20回				100,000			
研修旅費 1,500円×5人×4回				30,000			
備品購入費		執務用品購入費 パソコン代 150,000円		150,000	150,000		
小計						280,000	
合計						6,391,600	
財源内訳	補助対象	地籍調査準備支援事業補助金				4,000,000	
		一般財源				2,111,600	
		の					
	補助対象外	小計				6,111,600	
		一般財源				280,000	
		の					
小計						280,000	
合計						6,391,600	

・原則、積算根拠を記載すること。

・費目だけでなく、必要に応じて補足すること。

様式第 2 号（第 5 条関係）

令和 第 号
 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年度地籍調査準備支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった標記の
補助金について、下記のとおり交付します。

記

1 交付決定額 金 円

2 支 払 方 法 精算払

3 交付の条件

- （1）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（要綱第 6 条第 2 項に規定する軽微な変更を除く。）をしようとするときは、知事の承認を受けること。
- （2）補助事業を中止又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

様式第3号（第6条関係）

令和 第 号
 年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

市町村長

令和 年度地籍調査準備支援事業補助金変更申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた標記の補助金について、事業の内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額

（1）変更前 金 円

（2）変更後 金 円

2 変更の理由及び内容

3 添付書類

（1）別紙 事業費内訳書

（2）その他参考資料

(単位:円)

区分		事 業 内 容	申 請 額	変 更 額	差 引 額	変 更 理 由
事業費	補助対象				0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
			小 計	0	0	0
	補助対象外				0	
				0		
				0		
	小 計	0	0	0		
	合 計	0	0	0		
財源内訳	補助対象	地 籍 調 査 準 備 支 援 事 業 補 助 金			0	
		一 般 財 源			0	
		そ の 他			0	
		小 計	0	0	0	
	補助対象外	一 般 財 源			0	
		そ の 他			0	
		小 計	0	0	0	
	合 計	0	0	0		

様式第4号（第7条関係）

令和 第 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年度地籍調査準備支援事業補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で変更申請のあった標記の補助金について、交付決定を変更したので、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定額

- (1) 変更前 金 円
- (2) 変更後 金 円

2 支払方法 精算払

3 交付の条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（要綱第6条第2項に規定する軽微な変更を除く。）をしようとするときは、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

令和 第 号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

市町村長

令和 年度地籍調査準備支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった標記の補助金について、事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 4 0 年埼玉県規則第 1 5 号）第 1 3 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 事業の実施期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

3 添付書類

- （1）別紙 事業費内訳書
- （2）補助事業の実施内容の分かる資料（事業計画の概要等）
- （3）補助事業に係る契約書の写し
- （4）業務委託完了届又は納品書の写し
- （5）市町村の財務規則等に基づく検査調書の写し
- （6）その他参考資料

令和 年度地籍調査準備支援事業補助金
事業費内訳書(精算)

(単位:円)

区分	事業内容		申請額	精算額	差引額
	補助対象				
事業費	補助対象				0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
		小計	0	0	0
	補助対象外				0
	補助対象外				0
		小計	0	0	0
	合計		0	0	0
財源内訳	補助対象	地籍調査準備支援事業補助金			0
		一般財源			0
		その他			0
		小計	0	0	0
	補助対象外	一般財源			0
		その他			0
		小計	0	0	0
	合計		0	0	0

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

令和 第 号
年 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年度地籍調査準備支援事業補助金交付額確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった標記の
補助金について、その額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

令和 第 年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

所在地
市町村長

令和 年度地籍調査準備支援事業補助金支払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知の
あった標記の補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 交付確定額 金 円

2 請 求 額 金 円

※ 債権者コード

下記の銀行口座に振り込んでください。		
名	(フリガナ)	
義		
区	銀 行 信用金庫 農 協	支店 支所
分	普通No.	当座No.

※ 債権者登録をしている場合は債権者コードを、債権者登録をしていない場合は振込先口座を記入してください。

様式第8号（第13条関係）

令和 第 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

市町村長

地籍調査準備支援事業補助金に係る財産処分承認申請書

令和 年度地籍調査準備支援事業補助金で取得した財産の処分の承認を受けた
いので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第
19条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金額 金 円

2 処分する財産

財産の名称	取得年月日	取得金額
	令和 年 月 日	円
	令和 年 月 日	円

※複数の財産を処分する場合は、行を追加してください。

3 処分の理由及び内容

4 処分後の事業計画